

非常勤役員等の費用弁償及び報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人斉慎会（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定める。

2 役員等が職員又は常勤役員である場合は、この規程は適用しない。

(費用弁償)

第2条 役員等が、職務のため理事会及び評議員会に出席したときは、費用弁償として別表1のとおり支払う。

(役員等報酬)

第3条 前条に規定する会議以外の、役員等の法人業務の諸活動に対しては、別表2に基づきその勤務時間に応じて報酬を支払う。

2 理事及び監事の報酬総額は、別表3に定める事業年度ごとの総額を上限とする。

(支払方法)

第4条 費用弁償及び役員報酬の支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 第2条の費用弁償については、その都度現金にて支払う。

(2) 第3条の役員報酬については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月15日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 役員等の報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(委任)

第5条 この規程により難しいものについては、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。「社会福祉法人斉慎会役員等の費用弁償及び報酬に関する規程」は廃止する。

別表1（会議費用弁償額）

	理事会	評議員会
1日につき	5,000円	5,000円

別表2（役員等報酬額）

	理事長	理事	監事	評議員
1時間につき	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円

別表3（理事及び監事の報酬総額）

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額の上限
非常勤の理事及び監事	9,500,000円